

無線アクセスポイント（県立学校職員室用）
設定・設置業務仕様書

徳島県教育委員会

1 目的等

1.1 業務名

無線アクセスポイント（県立学校職員室用）設定・設置業務

1.2 目的

デジタル社会で活躍する人財を育成するため、G I G Aスクール構想で整備された児童生徒1人1台タブレット端末等を余すところなく日常的に活用し、効果的なI C T活用教育を実践するために必要となる環境整備を行う。

なお、学校におけるW i - F i環境の充実については、効果的な無線アクセスポイントの整備による児童生徒の学習活動の質の向上と共に、効率的に業務を遂行できる環境の整備による教員の働き方改革の推進と、有事における通信環境の確保に係る事前復興も図ることとする。

2 業務概要等

2.1 業務概要

- (1) 徳島県が指定する無線アクセスポイント及び無線 LAN コントローラーを設定する。
- (2) 徳島県が準備した無線アクセスポイントを無線 LAN コントローラーで一元管理できるようにし、指定する県立学校の教室等に設置する。
- (3) 情報コンセントから、設置した無線アクセスポイントまでU T Pケーブルを設置すること。
- (4) 無線アクセスポイントへの電源供給がされるよう対応する。

2.2 作業対象

- ・無線アクセスポイント：
徳島県が別途調達する機器90台（参考：AT-TQ6702 GEN2 又はその同等品）
- ・無線 LAN コントローラー：
徳島県が保有する無線ネットワーク管理システム（AT-Vista Manager EX）

※無線アクセスポイントについては、令和8年6月26日（金）に執行される一般競争入札「無線アクセスポイント（県立学校職員室用）」の結果により機種が確定するため、受託者は実際に落札・調達された製品を対象として設定・設置業務を履行すること。

2.3 作業場所・設置場所

- ・作業場所：徳島県立総合教育センター
- ・設置場所：別表

2.4 契約期間

契約締結日から令和8年9月30日まで

3 仕様に係る要件

3.1 共通要件

- (1) 導入完了後1年間は契約不適合責任期間とする。ただし、特に重大な欠陥や故障については、前記経過後であっても、徳島県と受託者が協議の上、受託者の負担により修理を行わせることができるものとする。
- (2) 調達品目において、本仕様書に掲載されていない場合でも、導入する製品の前提となるものがある場合には、その前提製品を含んだ構成とすること。

3.2 無線 LAN コントローラー

- (1) 徳島県が準備する無線 LAN コントローラーを設定し、徳島県が準備する無線アクセスポイントを、集約して一元管理できること。
なお、既設及び新設の無線アクセスポイントが最適な通信環境となるよう設定すること。

3.3 無線アクセスポイント 90 台

- (1) 3.2 の無線 LAN コントローラーで一元管理できるよう設定すること。
- (2) 無線アクセスポイントに、既存の端末が接続できるよう設定すること。
- (3) 徳島県が準備する無線アクセスポイントを、既設の無線アクセスポイントと交換し設置すること。なお、取り外した無線アクセスポイント（AC アダプタ等含む）は、徳島県立総合教育センターへ返却すること。ただし、現地調査の結果により、総数 90 台の範囲内で各学校の設置台数を調整（増減）する場合がある。
- (4) UTP ケーブルを敷設する場合、情報コンセントを1口以上設置すること。
- (5) 望ましい代替ルートが存在する場合等は、徳島県と協議の上で適切な配線ルートに変更できることとする。
- (6) 情報コンセントから無線アクセスポイントまではカテゴリ 5 e 以上の UTP ケーブルを敷設すること。
- (7) 電源の確保は可能な限り既存コンセントから分岐すること。

4 セキュリティ要件

- (1) 無許可の端末の接続や、ネットワークへの不正アクセスを防止するため、SSID 認証と MAC アドレス認証を行うこと。
- (2) 無線 LAN を利用する職員ごと又は無線アクセスポイントに接続する端末ごとに、セキュリティを考慮した SSID、VLAN、フィルタリング等を使用するものとし、適切にアクセス制御を行うこと。

5 その他の要件

5.1 プロジェクト体制等

5.1.1 プロジェクト体制

- (1) 受託事業者（以下「受託者」という。）は、本業務を確実に遂行する履行体制（支援体制を含む。）を確保していること。
- (2) 本業務の受託者は、「情報処理促進法」に基づいて行われる情報処理技術者試験のうち、ネットワークスペシャリスト試験の合格者、若しくは CCNP（Cisco 認定資格）の保有者をプロジェクト・リーダーとし、責任ある立場で業務管理を行わせること。
- (3) 本業務管理者の資格取得状況及び業務経歴、手持ち業務の状況を明らか

にするとともに、徳島県及び関係者と十分な協力が図れる体制とすること。

5.1.2 人的配置

本業務を確実に遂行するための人員を確保し、現地作業における人員配置と想定する作業日程の概要を示すこと。

5.1.3 プロジェクト管理等

- (1) 受託者は契約締結後、速やかに業務計画書を作成の上、徳島県に提出し承認を得た上で業務に取り掛かること。
- (2) 原則として徳島県と合意した業務計画書に従って作業を実施すること。
- (3) プロジェクトの遂行に当たり、業務計画書の内容に変更が必要となる場合は徳島県と協議し承認を得ること。
- (4) 必要に応じて適宜打合せ等を実施し、徳島県に対し報告及び作業内容の説明と協議を行うこと。
- (5) 各県立学校における作業は、原則として事前に徳島県と日程調整してから行うものとする。

5.2 作業手順及び環境等に係る条件

5.2.1 システム構築等

- (1) 構築に必要な資料については、所定の手続きにより構築期間に限り徳島県から貸与する。
- (2) 教育情報ネットワーク回線を用いてのリモートで作業することはできない。ただし、徳島県が認める場合はその限りでない。

5.2.2 現地作業等

- (1) 作業の実施においては、従事者全員がそれぞれの身分を明らかにする身分証等を携行すること。
- (2) 事前に学校の担当者に対し作業内容等について説明するとともに、校内での行動については学校の指示に従うこと。また、学校の教職員及び生徒等並びに従事者等の安全に十分注意するとともに、学校の授業等の支障とならないように必要な万全の措置を講じること。
- (3) 各県立学校における校内LANや無線アクセスポイント等の状態を実地で確認してから業務を開始すること。
- (4) 現地の状況により、電源工事、屋外配線又は壁の貫通工事など校舎等への工事を行う必要がある場合は、事前に徳島県と協議の上、その指示に従って行うこと。
- (5) 既存の校内LANの通信にできるだけ影響がないように業務を遂行することとし、一定時間以上遮断もしくは著しい速度低下等の影響が生じる可能性がある場合は、事前に徳島県と協議の上、その指示に従うこと。
- (6) 搬入時には、設備及び機器の破損を防止するための措置を講じること。また、不要物（梱包材等）は速やかに回収し、受託者の責任・負担により安全に廃棄すること。
- (7) 本業務の履行上、現行の教育情報ネットワーク運用管理受託事業者等と調整が必要な場合は、徳島県を介して調整すること。ただし、徳島県が認める場合はその限りでない。

5.2.3 作業環境

受託者が作業を実施するための作業環境に係る要件は、以下のとおりとする。作業を実施する上で徳島県が用意する環境の使用に当たって、十分な注意を払い、適正に使用すること。また、受託者は、これらを本件委託業務以外の目的に使用しないこと。

(1) 徳島県が用意する環境

ア 機材及び資材置き場兼作業の準備場所

イ 光熱水費

(2) 受託者において用意する環境

作業を実施する上で(1)以外に必要な環境。なお、(1)で徳島県が用意できる環境は限られるため、受託者が用意する作業場所での対応が可能な作業については、可能な限り受託者側で作業環境を用意すること。この際の情報セキュリティに関しては、受託者が責任を負うこと。

5.3 成果物

(1) 次の成果物を電子データで提出すること。

成果物名	提出期限
業務体制図(*)	契約締結後速やかに提出
業務計画書(*)	
納入機器等一覧	令和8年9月30日
工事写真（施工前、施工後）	
取扱説明書、保証書等	
ケーブル接続試験結果書	
議事録	会議終了後速やかに提出
作業報告書	作業終了後速やかに提出

(*) 提出後に変更があった場合は、速やかに訂正して再提出すること。

(2) 徳島県が管理する次の図面等の電子データを更新すること。

ア ネットワーク機器一覧表

イ 無線アクセスポイント一覧表

ウ ネットワーク物理構成図

エ ネットワーク論理構成図

オ 機器パラメータシート

カ 配線図・配置図

(3) 成果物の内容について、事前に徳島県の承認を得ること。

(4) 業務の成果物に関する著作権は、徳島県に帰属するものとする。ただし、徳島県が認める場合はその限りでない。

5.4 その他

(1) 全ての作業、保守、表示、文書で使用する言語は、原則日本語とする。

(2) 本業務について、契約書（案）及び本業務説明書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。

(3) 本業務説明書に記載されている全ての業務に対し、いかなるケースにおいても徳島県に対し、別途費用を請求することはできない。ただし、徳島県の要求仕様変更による追加費用については別途協議を行うこととする。

(4) 本業務説明書に定めのない事項が発生した場合及び疑義が生じた場合は、徳島県と協議の上、定めるものとする。

【別表】

学校名	住所	台数
城東高校	徳島市中徳島町1丁目5番地	2
城南高校	徳島市城南町2丁目2-8 8	2
城北高校	徳島市北田宮4丁目1 3-6	2
城ノ内中等教育学校	徳島市北田宮1丁目9-3 0	2
徳島北高校	徳島市応神町吉成中ノ瀬4 0-6	2
城西高校	徳島市鮎喰町2丁目1	2
城西高校 神山校	名西郡神山町神領北3 9 9	1
徳島科学技術高校	徳島市北矢三町2丁目1-1	3
徳島科学技術高校定時制	徳島市北矢三町2丁目1-1	1
徳島商業高校	徳島市城東町1丁目4-1	2
徳島中央高校夜間部	徳島市北矢三町1丁目3-8	1
徳島中央高校昼間部	徳島市北矢三町1丁目3-8	2
徳島中央高校通信制	徳島市北矢三町1丁目3-8	2
しらさぎ中学校	徳島市北矢三町1丁目3-8	1
小松島高校	小松島市日開野町高須4 7-1	2
小松島西高校	小松島市中田町原ノ下2 8-1	2
小松島西高校 勝浦校	勝浦郡勝浦町久国屋原1	1
富岡東中学校	阿南市領家町走寄1 0 2-2	1
富岡東高校	阿南市領家町走寄1 0 2-2	2
富岡東高校定時制	阿南市領家町走寄1 0 2-2	1
富岡東高校 羽ノ浦校	阿南市羽ノ浦町中庄市5 0-1	1
富岡西高校	阿南市富岡町小山1 8-3	2
阿南光高校	阿南市宝田町今市中新開1 0-6	2
阿南光高校新野キャンパス	阿南市新野町室ノ久保1 2-1 2	1
那賀高校	那賀郡那賀町小仁字大坪179番地の1	1
海部高校	海部郡海陽町大里古畑5 8-2	2
鳴門高校	鳴門市撫養町斎田岩崎1 3 5-1	2
鳴門高校定時制	鳴門市撫養町斎田岩崎1 3 5-1	1
鳴門渦潮高校	鳴門市大津町吉永5 9 5	2
板野高校	板野郡板野町川端関ノ本4 7	2
名西高校	名西郡石井町石井字石井2 1-1 1	2
名西高校定時制	名西郡石井町石井字石井2 1-1 1	1
吉野川高校	吉野川市鴨島町喜来6 8 1-9	2
川島中学校	吉野川市川島町桑村3 6 7-3	1
川島高校	吉野川市川島町桑村3 6 7-3	2
阿波高校	阿波市吉野町柿原ヒロナカ1 8 0	2

学校名	住所	台数
阿波西高校	阿波市阿波町下喜来南 2 2 8-1	1
穴吹高校	美馬市穴吹町穴吹岡 3 3	1
脇町高校	美馬市脇町大字脇町 1 2 7 0-2	2
つるぎ高校	美馬郡つるぎ町貞光馬出 6 3-2	2
池田高校	三好市池田町ウエノ 2 8 3 4	2
池田高校定時制	三好市池田町ウエノ 2 8 3 4	1
池田高校 辻校	三好市井川町御領田 6 1-1	1
池田高校 三好校	三好市池田町州津大深田 7 2 0	1
徳島視覚支援学校	徳島市南二軒屋町 2 丁目 4-5 5	1
徳島聴覚支援学校	徳島市南二軒屋町 2 丁目 4-5 5	1
板野支援学校	板野郡板野町大寺大向北 1-2	2
鴨島支援学校	吉野川市鴨島町敷地 1 3 9 2-2	1
ひのみね支援学校	小松島市中田町新開 4-1	1
阿南支援学校	阿南市上大野町大山田 5 2	2
阿南支援学校 ひわさ分校	海部郡美波町本村 3 6 0	1
池田支援学校	三好市池田町州津井関 1 1 0 3-3	1
池田支援学校 美馬分校	美馬市美馬町大宮西 1 0 0-4	1
みなと高等学園	小松島市中田町新開 2 8-1	2
徳島県立総合教育センター	板野郡板野町犬伏字東谷 1 - 7	6
合計		90